

第九十八回国会 商工委員会 議 録 第九号

昭和五十八年四月十二日(火曜日)

午前九時四十三分開議

出席委員

委員長 登坂重次郎君

理事 野田 毅君

理事 渡部 恒三君

理事 水田 稔君

理事 天野 公義君

理事 浦野 休興君

理事 奥田 幹生君

理事 島村 宜伸君

理事 野中 英二君

理事 宮下 創平君

理事 上坂 昇君

理事 北側 義一君

理事 出席國務大臣

理事 通商産業大臣

理事 出席政府委員

理事 国土庁地方振興局長

理事 通商産業大臣官房長

理事 通商産業大臣官房審議官

理事 通商産業省立地公青局長

理事 建設省計画局長

委員外の出席者

農林水産省構造改善局計画部長

商工委員会調査室長

辞任

清水 勇君

渡辺 三郎君

同日

辞任

枝村 要作君

永井 孝信君

同日

補欠選任

清水 勇君

渡辺 三郎君

四月六日

高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出第五四号)

景気対策の推進に関する請願(小沢一郎君紹介)(第一九九八号)

岩手県に希少金属備蓄基地設置に関する請願(小沢一郎君紹介)(第一九九九号)

は本委員会に付託された。

三月三十日

中小企業対策の拡充強化に関する陳情書(四国四県議会議長代表愛媛県議會議長井上務外三名)(第一三八号)

景気対策に関する陳情書(福岡県議會議長山本義隆)(第一三九号)

訪問販売等に係る消費者紛争の防止に関する陳情書(関東甲信越一都九県議會議長代表東京都議會議長菅沼元治外九名)(第一四〇号)

地域経済基盤の強化に関する陳情書(中国五県議會議長代表島根県議會議長名越隆正外四名)(第一四一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出第五四号)

〇登坂委員長 これより会議を開きます。

この際、理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。

この補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇登坂委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長は理事に中野寛成君を指名いたします。

〇登坂委員長 内閣提出、高度技術工業集積地域開発促進法案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。山中通商産業大臣。

高度技術工業集積地域開発促進法案

〔本号末尾に掲載〕

〇山中國務大臣 高度技術工業集積地域開発促進法案について、その提案理由及び要旨を説明申し上げます。

わが国経済は、内外の著しい環境変化により構造的な諸問題に直面しており、この中で地方の経済も停滞の方向にあり、また、大都市との間の経済的格差も拡大しております。

こうした状況を改善するためには、産業構造の高付加価値化、知識集約化の利点を生かした高度な技術力を持つ工業、いわゆる技術先端産業の新たな地域展開が必要であると考えられます。

このためには、臨海地域を中心に素材型産業の大規模展開を図ってきた従来の地域開発とは異なる内陸型、技術先端産業型の地域開発を図り、また、これに伴う技術の波及による地域の産業を育成することが必要であります。

本法案は、こうした見地から、地域における高度な技術力を持つ工業の効率的な開発を促進することにより、地域の経済の発展を図り、地域住民の生活の向上と国民経済の均衡ある発展に資することを目的とするものであります。

次に、本法案の要旨について説明申し上げます。

第一は、本法案に基づいて行う工業開発の内容についてであります。

本法案に基づいて行う工業開発は、工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域以外の地域であって、よりどころとなる都市、高度技術に係る大学及び企業の集積が存在していること、高速自動車国道、空港等高速輸送に係る施設の利用が容易であること等の要件を満たす地域について、すでに立地している企業を高度化するとともに、高度な技術力を持つ企業の立地を促進することを内容としております。

第二は、開発指針の作成についてであります。

主務大臣は、対象地域の設定、高度技術に立脚した工業開発の目標等について、都道府県の作成する開発計画のための指針を定めることとしております。

第三は、開発計画の作成についてであります。

都道府県は、主務大臣の定めた開発指針に基づき、特定の地域について開発計画を定め、主務大臣の承認を受けることができることとしております。

開発計画においては、対象地域、高度技術に

立脚した工業開発の目標、当該工業開発に必要な業務を行う機構に関する事項、工業用地、住宅用地、道路の整備並びにこれに必要な土地の確保に關連した農用地の整備に関する事項等を定めることとしております。

第四は、開発計画の実施を促進するための税制その他の助成措置についてであります。

まず、主務大臣の承認を受けた開発計画に定められた開発促進業務を行う民法法人の基金に充てるための負担金については、損金算入の特例を適用することとしております。

また、当該開発計画に係る地域において一定の試験研究設備を増設した事業者に固定資産税の不均一課税をした地方公共団体に対しては、地方交付税による補てん措置を講ずることとしております。

さらに、国及び地方公共団体は、開発計画の達成に資するため助言、指導等の援助を行うとともに、地方債の起債、農地法等の許可について特別の配慮をすることとしております。

なお、本法案は、通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣及び国土庁長官が協力して実施することとしております。

以上が、この法案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○登壇委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、明十三日午前九時四十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前九時四十八分散会

高度技術工業集積地域開発促進法案

(目的)

第一条 この法律は、工業の集積の程度が著しく

高い地域及びその周辺の地域以外の特定の地域について高度技術に立脚した工業開発を促進することにより、当該特定の地域及びその周辺の地域の経済の発達を図り、もつて地域住民の生活の向上と国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高度技術に立脚した工業開発」とは、次に掲げる措置を講ずることにより進められる工業の開発をいう。

- 一 立地している企業について次のイ又はロに該当する企業への成長を図る措置
イ 技術革新の進展に即応した高度な工業技術(以下「高度技術」という。)の開発を行う企業
ロ 高度技術を製品の開発又は生産に利用する企業

- 二 高度技術の開発を行う企業の立地の促進を図る措置

(地域)

第三条 この法律による高度技術に立脚した工業開発を促進する措置は、次に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

- 一 工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるものの以外の地域であること。
- 二 自然的経済的社会的条件からみて一体として高度技術に立脚した工業開発を図ることが相当と認められる地域であること。
- 三 その地域に高度技術の開発を行い、又はこれを製品の開発若しくは生産に利用する企業に成長する可能性のある企業が相当数存在すること。
- 四 工業用地、工業用水及び住宅用地の確保が容易であること。
- 五 その地域又はその近傍に政令で定める要件を備えた都市が存在すること。
- 六 その地域又はその近傍に高度技術に係る教育及び研究を行う大学が存在すること。

七 高速自動車国道、空港その他の高速輸送に係る施設の利用が容易であること。

(開発指針)

第四条 通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣及び国土庁長官(以下「主務大臣」という。)は、前条に規定する地域について高度技術に立脚した工業開発に関する指針(以下「開発指針」という。)を定めなければならない。

- 2 開発指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の開発計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 高度技術に立脚した工業開発を行おうとする地域の設定に関する事項
- 二 高度技術に立脚した工業開発の目標の設定に関する事項
- 三 前号の目標を達成するために必要な事業に關する事項
- 四 環境の保全についての配慮に関する事項その他高度技術に立脚した工業開発に関する重要事項

- 3 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、開発指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、開発指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、開発指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第五条 都道府県は、開発指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて第三条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、高度技術に立脚した工業開発に関する計画(以下「開発計画」という。)を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

2 開発計画においては、第一号に掲げる事項及び第二号から第六号までに掲げる事項の大綱について定めるものとする。

- 一 高度技術に立脚した工業開発を行おうとする地域
- 二 高度技術に立脚した工業開発の目標
- 三 企業に対する資金の融通の円滑化その他の高度技術に立脚した工業開発に必要な業務であつて政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項
- 四 次に掲げる施設の整備(既存の施設の活用を含む。)に関する事項
- イ 工業用地
- ロ 工業用水道
- ハ 住宅及び住宅用地
- ニ 道路
- 五 前号イからニまでに掲げる施設の整備に必要な土地の確保に關連して実施される農用地の整備に関する事項
- 六 その他高度技術に立脚した工業開発に必要な事項

8 都道府県は、開発計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る開発計画につき自治大臣の意見を聴かなければならない。

5 主務大臣は、開発計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をしないものとする。

- 一 その開発計画に係る地域が第三条各号に掲げる要件に該当し、かつ、開発指針に適合するものであること。
- 二 第二項第二号から第六号までに掲げる事項にあつては、開発指針に適合するものであること。
- 三 その開発計画に係る工業開発が当該地域の周辺の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすものであること。
- 四 その他開発指針に照らして適切なものであること。

6 主務大臣は、開発計画につき前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の

長に協議しなければならない。
7 都道府県は、開発計画が第五項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(開発計画の変更)

第六条 都道府県は、前条第五項の規定による承認を受けた開発計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。
2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(負担金についての損金算入の特例)

第七条 第五条第二項第三号に規定する者(その者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人である場合に限る)が行う同項第三号に規定する業務であつて第五条第五項の規定による承認を受けた開発計画(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ)に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

(固定資産税の不均一課税に伴う措置)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六條第二項の規定により、政令で定める地方公共団体が、製造の事業を営む者であつて第五条第五項の規定による承認を受けた開発計画に係る地域において高度技術の利用による製品の開発若しくは生産に係る試験研究又は高度技術に係る改良、考案若しくは発明に係る試験研究の用に供する設備を新設し、又は増設したのものについて、当該設備のうち自治省令で定める機械その他の償却資産に該当するものに対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地

方公共団体の当該各年度分の減収額(その措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(その措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。
(国の援助等)

第九條 国及び地方公共団体は、第五条第五項の規定による承認を受けた開発計画の達成に資するため、必要な施設の整備に努め、及び当該開発計画の実施に必要な事業を行う者等に対する技術的な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

2 地方公共団体が第五条第五項の規定による承認を受けた開発計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
(農地法等の許可)

第十條 国の行政機関の長又は都道府県知事は、第五条第五項の規定による承認を受けた開発計画に係る地域内の土地を当該開発計画で定める施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該開発計画で定める高度技術に立脚した工業開発が促進されるよう配慮するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(建設省設置法の一部改正)

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一号の三を同条第一号の四とし、同

条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

第四条第三項中「第一号の三」を「第一号の四」に改める。

第九条の二中「同条第一号の三」を「同条第一号の四」に改める。

(国土庁設置法の一部改正)

3 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第 号)の施行に關する事務を処理すること。

第五条第七項中「同条第二十二号」を「同条第二十一号の二」に規定する事務、同条第二十二号」に改める。

理由

最近における内外の経済的環境の変化の下での地域住民の生活の向上と国民経済の均衡ある発展のため、工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺以外の特定の地域において国民の需要に即応した高度な技術力を有する工業の新たな展開が要請されている状況にかんがみ、これらの地域について高度技術に立脚した工業開発を促進するための開発指針、開発計画の樹立等の措置を定めるとともに、その円滑な実施のために必要な業務の運営、施設の整備等につき所要の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十八年四月十六日印刷

昭和五十八年四月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B